

提供日 2024/03/29
タイトル 第9次静岡県保健医療計画の策定
担当 健康福祉部 医療局医療政策課
連絡先 医療企画班
TEL 054-221-2341



第9次静岡県保健医療計画の策定

(要旨)

医療法(昭和23年法律第205号)に基づき、本県の保健医療施策の基本指針となる「第9次静岡県保健医療計画」を策定した。

(概要)

1 計画の概要

目的	本県における保健医療施策の基本指針
計画の位置付け	・医療法第30条の4第1項に基づく計画 ・静岡県の新ビジョン(総合計画)の分野別計画
計画期間	2024年度(令和6年度)から2029年度(令和11年度)までの6年間(3年目の中間年に見直し予定)
2次保健医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域(8医療圏)
主な内容	○6疾病・6事業及び在宅医療における医療連携体制の構築 ○基準病床数(一般・療養、精神、結核、感染症の病床整備の上限値) ○地域医療構想による医療機能の分化・連携の推進 ○医療従事者確保(医師、看護師等) ○圏域別計画 など

2 資料の閲覧方法

静岡県ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/iryoseisaku/1039973/1054249/1054250.html>